

育児休業延長の許容に関する申出書

(宛先)伊奈町長

令和 9 年度の保育施設利用申込を行うに当たり、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できることを申し出ます。

※ 申し出に当たっては、下記についてご確認ください。

記

- 1, 利用調整（選考）において、指数が減点されます。
- 2, 利用調整（選考）の優先順位は、①町内在住者②町外在住者③本申出書提出者の順に行います。
- 3, 利用調整（選考）の結果、希望保育施設に空きがある場合には、入所内定となります。
- 4, 入所内定後、自己都合により辞退をした場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。

※育児休業制度及び育児休業延長に必要な手続きについては、お勤め先またはお近くのハローワークへお問い合わせください。

- 5, 入所内定後、自己都合により辞退をした場合は、指数が減点されます。
- 6, 入所保留通知書は、初回のみ発行となります。翌月以降も入所保留通知書の再発行が必要な場合は申し出てください。

※再発行は「入所希望日」等の内容についての変更は出来ませんのでご注意ください。

以上、確認の上、了承しました。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

児童氏名 _____

児童生年月日 令和 . . _____